

副 本

令和6年(ネ)第453号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審被告) 東京都

被控訴人兼控訴人(一審原告) 大川原化工機株式会社 外5名

準 備 書 面 (1)

令和6年7月23日

東京高等裁判所第14民事部イ(二)C係 御中

控訴人兼被控訴人(一審被告) 東京都指定代理人 大塚 啓高 

同 秦野大史 

同 寺本孝規 

同 順翔士 

同 布川尚基 

同 小野寺悠野 

## 目 次

第1	一審原告らが提出した「総括」と題する文書に関する主張について	3
第2	一審原告島田の取調べに係る録音記録に関する主張について	15
第3	被疑者弁解録取状況報告書案（コメント付きのもの）について	29
第4	本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所の特定について	37
第5	本件任意取調べについて	45
第6	本件弁解録取について	49
第7	損害論について	51
第8	結語	51

一審被告都は、本準備書面において、一審原告らの令和6年5月22日付け「控訴人都の控訴に対する控訴答弁書」（以下「一審原告ら控訴答弁書（対都）」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるもののほか、原判決又は一審被告都の従前の例による。また、口頭弁論調書添付の速記録を引用する場合は、証人（供述人）名及びページ数を括弧内に記載する。

## 第1 一審原告らが提出した「総括」と題する文書に関する主張について

### 1 一審原告らの主張

一審原告らは、「大川原化工機（株）らによる中華人民共和国向け生物兵器製造転用可能装置不正輸出事件（外為法違反）～噴霧乾燥器「スプレードライヤ」～総括」と題する文書（以下「総括文書」という。甲185）を提出した上で、

- ① 本件各事件の捜査の端緒や外事容疑性について、総括文書には、CISTEC職員からの情報提供であった旨が記載されている一方で、一審原告会社の噴霧乾燥器が「中華人民共和国のあってはならない場所」に納入されていたことが判明したとの記載はないとして、
  - ■■■ 警部補の証言は、CISTEC職員からの情報が捜査の端緒であり、一審原告会社の噴霧乾燥器が「中華人民共和国のあってはならない場所」に納入されていた事実自体を否定するもので、総括文書の記載内容と合致するため、信用できる
  - ■■■ 警部補の証言は、CISTEC職員からの情報が捜査の端緒であるとする部分は総括文書の記載内容と合致するが、一審原告会社の噴霧乾燥器が「中華人民共和国のあってはならない場所」に納入されていたという部分は総括文書に記載がなく、信用できない
  - ■■■ 警部の証言は、一審原告会社についてのいわゆる外事容疑性に関する

る情報が捜査の端緒となったとするもので、総括文書の内容とまったく整合せず、信用できない

② 本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所の特定について、総括文書には、[REDACTED]

[REDACTED]からサイクロン又はバグフィルタの下部という「コールドポイント」の存在を聴取した旨が記載されているとして、

- [REDACTED]警部補、[REDACTED]警部補、[REDACTED]警部補及び[REDACTED]巡査部長の証言は、最低温箇所の特定を[REDACTED]からの聴取によるとするもので、総括文書の内容と合致しており、信用できる
- [REDACTED]警部の証言は、[REDACTED]のほか、[REDACTED]からの聴取により最低温箇所を特定したとしているところ、[REDACTED]からの聴取については総括文書に記載がないため、信用できない

③ 本件各噴霧乾燥器の温度実験における目標温度について、総括文書では、最低温箇所が110℃以上を維持できることを目標として実験を行っていた旨が記載されているとして、

- [REDACTED]警部補の証言は、大腸菌を死滅できる100℃程度を目標としていたとするもので、総括文書の内容と概ね合致しており、信用できる
- [REDACTED]巡査部長の証言は、実験に際して目安や目標とする温度がなかったとするもので、総括文書の内容と明確に矛盾しており、信用できない

④ 亡相嶋の噴霧乾燥器の構造に関する知識について、総括文書では、亡相嶋が「噴霧乾燥器に関する技術では右に出る者がいないとされ、社長も一目置いている存在である」旨が記載されているとして、

- [REDACTED]警部補、[REDACTED]警部補及び[REDACTED]警部補の証言は、亡相嶋が噴霧乾燥器について詳しい知識を有していたとするもので、総括文書の内容と合致しており、信用できる
- [REDACTED]警部の証言は、亡相嶋が噴霧乾燥器について一番詳しいという感覚はなかったとするもので、総括文書の内容と整合せず、信用できない

旨主張する（一審原告ら控訴答弁書（対都）第1の2(2)ないし(6)・8ページないし16ページ）

2 一審原告らの主張は、いずれも根拠のない憶測により、自らに都合の良い筋書きを組み立てて主張しているにすぎないこと

一審原告らは、総括文書の記載を基に、[ ] 警部補や [ ] 警部補の証言の信用性を補強する一方で、[ ] 警部や [ ] 警部補の証言の信用性を減じようとするものと認められるが、いずれの主張も全く的を射ないものといわざるを得ない。

まず、一審原告らは、総括文書について、そこに記載された内容に信用性があると認めた上で主張を繕う展開するが、総括文書をみれば、一審原告らが本訴訟において主張するような違法な事実が全く認められないことは明らかである。

これに対し、一審原告らは、総括文書に「検査員による証拠捏造や消極証拠の黙殺など、検査の違法性を基礎づける事情への言及がない点」については、同文書の信用性を否定しているところ（一審原告ら控訴答弁書（対都）7ページ）、同じ文書に対して、一方でその内容の信用性を認めながら、もう一方では正反対の評価を加えているのであって、この点で一審原告らの主張は整合性を欠き、破綻している。

むしろ、総括文書を虚心坦懐に読めば、本件各事件の一連の検査に一審原告らが本訴訟で主張するような違法な事実がなかったことが裏付けられるというべきである。にもかかわらず、一審原告らは、総括文書の記載や客観的な事実関係と明らかに矛盾する[ ] 警部補や[ ] 警部補の「捏造」や「消極証拠の黙殺」といった証言を盲信する一方で、[ ] 警部、[ ] 警部補及び[ ] 巡査部長の証言と総括文書の記載との間の若干の差異を殊更に取り上げて、根拠のない筋書きによる主張を展開するものであり、これらの主張が失当であることは明らかである。

以下、詳述する。

3 捜査の端緒や外事容疑性に関する [ ] 警部らの証言の信用性は、総括文書等の記載によって否定されるものではないこと（上記①の点について）

(1) まず、一審原告らは、いわゆる外事容疑性に関する情報が捜査の端緒であったと一審被告都が主張しているかのように主張するが（一審原告らの令和6年5月31日付け「控訴人都の控訴に対する控訴答弁書（補充）」（以下「一審原告ら控訴答弁書（補充）」という。）3ページ）、一審被告都は、「外事容疑性に関する情報が捜査の端緒であった」とは主張していない。繰り返し述べるが、本件各事件の捜査の端緒は、総括文書にも記載されているとおり、C I S T E Cの職員から、一審原告会社は、製品カタログに「バイオもできます」と紹介しているのに、実際に同社に聞くと「できない。バイオの経験がないから」と腑に落ちない説明をしている旨の情報を得たことがある。（甲185・5ページ）。

この点については、[ ] 警部も、「協力者からの情報が端緒でございます。」（[ ] 33ページ）と証言しており、協力者すなわちC I S T E Cの職員からの情報提供が捜査の端緒であることを明確に述べているのであって、そもそも総括文書と[ ] 警部の証言との間に食い違いは生じていない。

一方、[ ] 警部は、一審原告会社製の噴霧乾燥器があつてはならない場所に納入されていた事実の有無について質問されたのに対し、「警視庁公安部外事一課としては非常に懸念しなければならない輸出案件が何件か見受けられましたので、やはり公安部としては事件捜査に着手しなければならないというような判断もありました。」（同ページ）と証言しているが、やり取りを素直に理解すれば明らかなどおり、捜査の端緒について証言したものではない。一審被告都の令和6年6月5日付け答弁書（以下「一審被告都控訴答弁書」という。）第7の3（123ページないし139ページ）で詳述したとおり、当時、C I S T E Cの職員からの端緒情報に基づき捜査を進めた結

果、

- 一審原告会社が、同社製の噴霧乾燥器（C L型器）を中国の兵器製造企業の研究所（第十二研究所）に輸出していた事実
- 一審原告会社が中国において設立した合弁会社（[REDACTED]）が、同社製の噴霧乾燥器を
  - ・ 兵器の製造・研究等を行う著名な大学（[REDACTED]）
  - ・ 著名な兵器製造企業（[REDACTED]）の研究所
  - ・ 「宇宙関連及びミサイル用の材料（先進複合材料）を開発する」企業（[REDACTED]）

に販売していた事実

などが判明したことから、これらの事実を前提として、「あってはならない場所への納入の有無」に関する質問に対してその旨を証言したにすぎない。

一審被告都控訴答弁書第4の3（21ページないし23ページ）で詳述したとおり、第一次捜査機関たる警察は、捜査の端緒を得て犯罪の嫌疑があると判断した場合には、必然的に事案の真相解明を目指して必要な捜査を行うこととなる。外事一課は、C I S T E Cの職員からの端緒情報に基づき捜査を開始し、甲202号証の右下部分に「外事容疑性」として記載されている内容は、捜査の結果として判明したものである。そして、これらの内容も判断材料に含めながら、本件各事件の立件に着手したものである。[REDACTED]警部の「非常に懸念しなければならない輸出案件が何件か見受けられましたので、やはり公安部としては事件捜査に着手しなければならないというような判断もありました」（傍点は引用者）という証言から明らかないとおり、甲202号証において「外事容疑性」として記載された内容は、本件各事件の捜査を遂行する上で判断材料の一つとして捉えていたものであり、これ自体が捜査の端緒であったとは一切証言していない。一審原告らの主張は、[REDACTED]警部の証言を殊更に歪めて理解し、あたかも総括文書の記載と整合しないもので

あるかのように印象付けようとするものであって、到底受け入れることはできない。

(2) また、総括文書には、一審原告会社が、「中国上海に同国軍需企業と合弁会社を設立（役員に中国共産党員）」、「合弁会社を通じ噴霧乾燥器 500 台超を中国国内に販売（納入先は [REDACTED] 大学等）」、「中国人民解放軍に噴霧乾燥器の製造技術を指導」、「北朝鮮やロシア軍需企業への噴霧乾燥器輸出」などの記載があることからすれば（甲 185・4枚目）、[REDACTED] 警部や [REDACTED] 警部補の証言が総括文書の内容と整合することは明らかであるから、この点においても一審原告らの主張は失当である。

逆に、一審原告らは、一審原告会社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国のあつてはならない場所に納入されていた事実自体を否定した [REDACTED] 警部補の証言について、総括文書にその旨の記載がないことと合致するため信用できるなどと主張するが、一審被告都控訴答弁書第 7 の 3 （123 ページないし 139 ページ）で述べたとおり、CL 型器が [REDACTED] に輸出されていた事実、[REDACTED] が [REDACTED] 大学、[REDACTED] の研究所、[REDACTED] に同社製の噴霧乾燥器を販売していた事実等があったことは、証拠上も裏付けられるものであり、否定しようがない。[REDACTED] 警部補は、本件各事件の捜査にデスク担当として全体を見渡す立場で従事しており、これらの事実を当然知っていたはずであるにもかかわらず、そうした客観的な事実関係と明らかに矛盾する証言を行ったのであるから、むしろ、[REDACTED] 警部補の証言の信用性こそが著しく低いものというべきである。

(3) このほか、一審原告らは、平成 29 年 1 月 5 日付けの経産省相談メモ（甲 166 の 6）及び平成 30 年 1 月 29 日付けの経産省相談メモ（甲 166 の 10）の記載に基づき、安保管理課員は CL 型器の輸出やその需要者である [REDACTED] について何ら懸念がない旨の見解を示していたなどとも主張するが（一審原告ら控訴答弁書（補充）3 ページ及び 4 ページ）、

一審被告都控訴答弁書第5の2(2)（37ページ及び38ページ）で述べたとおり、安保管理課員が甲166号証の6及び10に記載の発言をしたことがあったとしても、これらは安保管理課員の個人的見解や意見を述べたにすぎないものである。

その上で、それぞれの記載内容をみても、甲166号証の6には、

- 大川原社の輸出先を確認したが、需要者に懸念はあるものの、METI  
(引用者注：経産省のこと。以下同じ。)は用途によって許可不許可を決定している

- 大川原社の輸出先に関して調査したところ、いずれもセラミック用途等、生物兵器の懸念ではないことから、許可する可能性があり、警察ほどの懸念をMETIは感じていない（強制的な権限がMETIにはないことから、グレーは許可せざるを得ない。）

という記載が認められ（甲166の6・2ページ）、また、甲166号証の10には、

- 生物兵器への転用の可能性が十分にあることは分かった。だからといつて該当という判断には直結しない

- 中国の [ ] (引用者注：[ ]のこと)、[ ]  
(引用者注：[ ]のこと)についても承知したが、該非判定には直結させられない

という記載が認められ（甲166の10・4ページ）、いずれも、CL型器の輸出やその需要者である [ ] について何ら懸念がないという見解を安保管理課員が示したものとは認められない。むしろ、生物兵器の製造に転用される可能性について一定の懸念を共有しつつも、経産省の立場として、そのことをもって当該機器のリスト規制の要件への該当性の判断には直接影響を生じさせることはできない旨を述べたものと理解するのが相当である。

実際、甲166号証の10には、「兵器転用の可能性を問うのであれば

キヤッヂオールの範囲。」との記載も認められるところであり、経産省の担当者の一連の発言については、飽くまでも外為法のリスト規制に該当するか否かを判断する要素になるかという観点で述べられたものと認められる。

これに対し、警察は、捜査の遂行に当たって、犯罪の輕重、犯罪の嫌疑の強弱、捜査活動によって侵害される法益と保護される法益との權衡等を総合勘案する必要があるのであって、生物兵器の製造に転用されるおそれが具体的に認められるのか否かについては、捜査を進める上で重要な要素であることはいうまでもない。一審原告らは、「[REDACTED] 警部補が被控訴人島田に対して行った、同社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国の『あってはならない場所』に納入されていたことが発覚したことが被控訴人会社を捜査する理由であるとの説明は、法令及び経産省の見解とも相容れない虚偽の事実を告知したもの」であるなどとして、偽計による取調べである旨主張するが（一審原告ら控訴答弁書（補充）5ページ）、それが虚偽の事実の告知でないことは明らかであるし、当時、一審原告会社に外為法違反の可能性があると判断して必要な捜査を行ったことに何ら問題が認められないことも明らかである。

(4) 以上に述べたとおり、本件各事件の捜査の端緒や一審原告会社に係る外事容疑性に関する一審原告らの主張は前提からして失当であり、一審原告らが指摘する総括文書等を踏まえても、これらの点に関連する [REDACTED] 警部や [REDACTED] 警部補の証言に事実と異なる点は認められず、また、当時の一連の捜査経緯に何ら問題は認められない。

4 最低温箇所の特定に関する [REDACTED] 警部の証言の信用性は、総括文書の記載によって否定されるものではないこと（上記②の点について）

一審原告らは、総括文書に [REDACTED] からの聴取結果の記載がないことを指摘して [REDACTED] 警部の証言には信用性がない旨主張するが、被告都最終準備書面第3の4(1)（27ページ及び28ページ）で述べたとおり、外事一課において、

○ 平成30年3月22日の本件噴霧乾燥器1の最低温箇所の特定に係る実験

(丙6) が行われるより前の同月12日、[REDACTED]から、最低温となる可能性のある箇所について、①装置末端の排風機後の管、②サイクロンの下部（回収容器との接合部分）、③バグフィルタの回収容器との接合部分の3箇所の温度が低くなる旨を聴取したこと（丙A132）

- 同月16日、[REDACTED]から、サイクロン内部は風が通りやすい構造になつており、気流の動きは弧を描きながら回収容器の底に向かって降下していくイメージであり、放熱がなければ入口温度とほぼ同程度の熱風がサイクロン下部まで行き届く旨、バグフィルタについては、排风口の位置が上部にあり、送風の力よりも排風器の引圧の力の方が強いため、下部にまで気流が届かない構造になっており、バグフィルタ内の温度は下部の方が上部よりも温度が低いことが予想されることから、実験では排风口の出口温度とバグフィルタ内の下部の温度も測定するべきだと思う旨、換言すれば、排风口とバグフィルタ下部の温度が最低温箇所となる可能性がある旨を聴取したこと

(乙15)

は証拠上明らかである。そして、こうした経緯を一審原告らも明確に認めてい  
る（一審原告ら控訴答弁書（対都）54ページないし58ページ）。このよう  
に、[REDACTED]警部の証言内容は客観的証拠によって裏付けられているにもかかわらず、  
そして、そのことを一審原告らも知悉しているにもかかわらず、一審原告  
らはそれをあえて無視して、総括文書に[REDACTED]の記載がないことを捉えて、  
[REDACTED]警部の証言に信用性がないと殊更に印象付けようとしている。そもそも、  
[REDACTED]から聴取した内容によって最低温箇所を特定したとする証言  
と、[REDACTED]から聴取した後に、[REDACTED]からも同様の内容が聴取さ  
れたため、最低温箇所を特定したとする証言とは、最初に聴取したという点に  
着目するか、最初に聴取した内容が別の者によって裏付けられたという点に着  
目するかの違いにすぎないのであって、相互に矛盾するものではないことはい  
うまでもない。にもかかわらず、総括文書の内容と異なるとして殊更に取り上

げ、[ ] 警部の証言の信用性を否定しようとする一審原告らの主張に理由がないことは明らかであるし、むしろ、一審原告らが何ら根拠もなく憶測やこじつけによって主張を展開していることを如実に示しているというべきである。

5 本件各噴霧乾燥器の温度測定実験に関する [ ] 巡査部長の証言の信用性は、総括文書の記載によって否定されるものではないこと（上記①③の点について）

一審原告らは、総括文書に最低温箇所が 110 度以上を維持できることを目標としていた旨が記載されているにもかかわらず、[ ] 巡査部長は、温度測定実験における目安や目標はなかったと証言しており、同証言は信用できない旨主張する（一審原告ら控訴答弁書（対都）第 1 の 2(4)・13 ページ及び 14 ページ）。

しかしながら、[ ] 巡査部長は、本件噴霧乾燥器 2 と同型機を用いた温度測定実験を行ったときに立件可能と考えていた温度の目安について問われ、令和元年 5 月 9 日の本件噴霧乾燥器 2 と同型機を用いた実験が行われるより以前に行われた大学教授らによる殺菌実験の結果を踏まえて証言したにすぎない。すなわち、当時、腸管出血性大腸菌血清型 O157 が 100°C・60 分間で死滅（丙 A 60、61）、ウェルシュ菌及び大腸菌が 110°C・2 時間、120 °C・2 時間で死滅（丙 27、丙 A 65）、腸管出血性大腸菌血清型 O157 が 90°C・2 時間で死滅（丙 A 59）、ペスト菌及び野兎病菌が 75°C・1 時間で死滅（丙 15、丙 10 資料 22）という結果が示されており、それらを踏まえ、本件噴霧乾燥器 2 と同型機を用いた温度測定実験において達した温度により捜査方針を検討する余地が残されていた。このため、[ ] 巡査部長はその点を念頭に慎重に証言したものであり、そのことをもって、総括文書の内容と矛盾すると評価すべきではない。実際、[ ] 巡査部長は、「この実験の前に先生が殺菌に関する実験を行っておりまして、その殺菌に関する実験の結果を基に、これぐらいの温度があれば殺菌というものに対して解釈はできるかってい

う認識はありました。」（[ ] 21ページ及び22ページ）、「実験の結果は確かにあったんで、この温度が出ることは殺菌に当たるよねっていう話はしました。」（同22ページ）、「100度というのは一定のレベルという話なので、そういうことで表現してると思います。」（同ページ）などと証言しており、大学教授らによる殺菌実験の結果を踏まえつつ、多くの菌が死滅する100℃という温度を殺菌可能な一定のレベルとして念頭に置きながら実験を行っていたことも認めているのであって、実質的な齟齬があったとは認められない。

#### 6 亡相嶋の噴霧乾燥器の構造に関する知識についての[ ]警部の証言の信用性は、総括文書の記載によって否定されるものではないこと（上記1④の点について）

一審原告らは、総括文書に亡相嶋について噴霧乾燥器に関する技術では右に出る者がいない旨の記載があることを指摘して、亡相嶋が噴霧乾燥器について一番詳しいという感覚はなかったとの[ ]警部の証言は信用できない旨主張する。

しかしながら、一審被告都控訴理由書第4の3(8)（31ページ及び32ページ）で述べたとおり、当時、亡相嶋について必ずしも噴霧乾燥器の構造について最も詳しいとはいえない旨の供述も複数得られていたところであり、[ ]警部はそのことを念頭に証言したものにすぎない。[ ]警部自身も、証言の際に、亡相嶋が噴霧乾燥器について詳しかったこと自体は認めているのであって、総括文書との間で殊更に取り上げるほどの差異が認められないことは明らかである。

#### 7 総括文書の内容から本件各事件の一連の捜査に違法な事実がなかったことは明らかであること

総括文書には、本件各事件の一連の捜査過程が詳しくまとめられているところ、そこに一審原告らが主張する違法な事実は一切認められない。むしろ、当

時、捜査の各段階において十分な犯罪の嫌疑が認められ、その程度に応じた方法によって必要な捜査が進められたことが明確に記載されている。一審原告らが消極証拠を黙殺したなどとして違法性を強調する最低温箇所の特定に関するも、予断を排しながら真摯に捜査を行っていた経緯が具体的に記載されているのであって、そこに一審原告らが主張するような違法な事実をうかがわせる状況は一切認められない。

そればかりか、総括文書には、

「○ エンジニアリング部部責 [REDACTED] ~ 乾熱滅菌対応噴霧乾燥器の納入」（甲 185・27 ページ）

「○ エンジニアリング部部責 [REDACTED] ~ 噴霧乾燥器の乾熱による殺菌対応」（同 28 ページ）

「(1) 被疑会社が乾熱殺菌していた実績を裏付ける社内報告書」（同 31 ページ）

「(2) 被疑者島田が経産省との会合で『装置内を 100 度で保てば滅菌、殺菌できる』と発言した資料」（同ページ）

「(3) 『ヒーターによる乾熱滅菌』と記載ある被疑会社製噴霧乾燥器のカタログ」（同 32 ページ）

「(4) 噴霧乾燥器の輸出規制に向けた経産省と被疑会社とで交わされたメール」（同ページ）

「(5) 噴霧乾燥器の輸出規制に関する検討内容が記録された議事録等」（同 33 ページ）

などの記載が認められ、それらをみれば、

○ 当時、一審原告会社においては噴霧乾燥器の乾熱による滅菌・殺菌の実績があり、一審原告島田もそのことを知悉していたこと

○ 一審原告島田が噴霧乾燥器に係る規制の導入に際して経産省に対して蒸気滅菌に限定するよう提案したものの、経産省から乾熱によるものも

含め殺菌方法を限定しないことを明確に示され、社内で「基本的に許可申請が必要」と説明したにもかかわらず、その後、一転して「分解せず薬液・蒸気滅菌できる装置が該当」などと経産省から示された内容と明らかに矛盾する説明へと変わったこと

などが明確に認められる。総括文書のこれらの記載については、一審原告らも信用性を否定していないところ、「殺菌」の意味を誤解していたとの一審原告島田の証言こそ、総括文書の内容と明らかに矛盾するものであり、信用性が認められないものというべきである。

## 第2 一審原告島田の取調べに係る録音記録に関する主張について

### 1 一審原告らの主張

一審原告らは、一審原告島田が何度か本件任意取調べの録音を試みた結果、令和元年11月1日の取調べの録音に成功したとして同取調べの録音記録（甲186、甲187。以下「本件録音記録」という。）を提出した上で、

① 一審原告島田は、曝露防止の設計がされたCIP（自動洗浄）機能付きの機械が規制対象であるとの認識を繰り返し訴えていたが、████警部補はそれを頭ごなしに否定している

② 一審原告島田は本件要件ハの「殺菌」の解釈や判断基準を繰り返し尋ねたのに対し、████警部補は、本件要件ハ検査機関解釈を一切示すことなく、乾燥運転をすれば当然に滅菌殺菌でき、経産省もそう言っていると決めつける形で取調べを進めている

として、

③ これらのやり取りが、任意取調べの初期段階ではなく、一審原告島田に係る全ての供述調書が作成された後の取調べにおいてなされているという事実は、それまでの取調べの過程においても、一審原告島田に本件要件ハ検査機関解釈を示していなかったことや、供述調書に録取された殺菌解釈や殺菌性

能に関する一審原告島田の供述が同人の考え方を正確に表したものではなかつたことを浮き彫りにするものである

④ 本件録音記録に記録されている殺菌の解釈や判断基準に関するやり取りが当日の取調べ状況について作成された捜査メモ（乙6の34）に記載されていないことは、捜査員が意図的に取捨選択して捜査メモを作成していることを意味する

などと主張する（一審原告ら控訴答弁書（対都）第1の3・16ページないし28ページ）。

## 2 一審原告らが提出した録音記録について

一審原告島田の取調べに係る録音記録については、一審被告都が、令和5年3月1日の原審の第7回口頭弁論期日において準備書面(4)を陳述するに当たり、本件任意取調べが記録された録音記録が存在するのであれば全てを提出するよう求め（同書面2ページ）、原審裁判所からも尋問の弾劾証拠として使用するもの以外は早めに提出するよう指示があり、これらを受けて、一審原告らが令和5年4月14日付けで甲152号証ないし甲155号証の録音記録を提出した（一審原告らの令和5年4月14日付け証拠説明書(6)）、という経緯がある。一審原告島田自身が録音・保有していた本件録音記録の存在を、一審原告らが失念していたはずではなく、今更になってこれらを提出したことは、時機に後れた攻撃防御方法に当たるとの評価を免れない。

その点をおくとしても、一審原告らのこうした訴訟態度からすれば、一審原告らは他にも録音記録を所持していることも考えられ、本件録音記録は、一審原告らが自らの主張を展開する上で有利なもののみを選んで提出してきたものとみるのが相当である。

それにもかかわらず、甲186号証及び甲187号証には、一審原告らが主張するような「菌が少しでも死ねば『殺菌』に該当する」などと本件要件ハの誤解釈を [ ] 警部補が告げた状況などが存在しないことはもとより、一審原告

島田がそのように誤解していたことをうかがわせるやり取りも認められない。むしろ、不合理な説明を繰り返す一審原告島田に対して [ ] 警部補が粘り強くも礼節を持って取調べを行っている様子が認められるのであって、一連の取調べにおいて [ ] 警部補が真摯に向き合ってきたことを示しているというべきである。

なお、一審原告ら控訴答弁書（対都）第3の2(2)アないしキ（72ページないし76ページ）の時系列には、「平成31年1月21日に一審原告島田が経産省貿易審査課に本件要件への解釈を問い合わせ、同課の [ ] 氏から『全ての方法（乾熱、薬液、湿熱等）で、分解せずに滅菌又は殺菌をすることが可能な装置は全て該当する。空焚きすれば殺菌できるので、噴霧乾燥器はこれに該当する。暴露防止、飛散防止、材質、構造は関係ない。』との回答を得た」（乙71資料9の6ページ）という重要な事実の記載があえて省かれているが、一審原告島田に対する [ ] 警部補の取調べの適否を論じる際には当該事実を十分踏まえる必要がある。

以下、詳述する。

### 3 [ ] 警部補が一審原告島田の弁解を頭ごなしに否定しているとは認められないこと（上記1①の点について）

一審原告らは、本件録音記録に基づき、一審原告島田が曝露防止の設計がされたCIP（自動洗浄）機能付きの機械が本件要件ハに該当する機械であると考えていた旨を供述しているにもかかわらず、[ ] 警部補が頭ごなしに否定したと主張する（一審原告ら控訴答弁書（対都）第1の3(3)・19ページ）。

しかしながら、本件録音記録をみても、[ ] 警部補の取調べに問題があったとは到底認められない。

すなわち、本件要件ハについて、一審原告島田が曝露防止の設計がされたCIP（自動洗浄）機能付きのものが該当すると認識していた旨主張するのにに対し、[ ] 警部補は、条文では曝露防止構造を備えていることやCIP機能付き

のものであることは要件とされていないのだから、その条文の規定に従って判断すべきである旨を説明している。この説明は、経産省の見解にも沿ったものであるのだから、何ら不適切な点は認められない。

また、一審原告島田がC I S T E Cのガイダンス（やり取り上では「ガイドライン」と呼称されているもの。）を根拠に挙げるのに対して、[ ] 警部補は、ガイダンスは本件要件ハの解釈に影響しない旨を説明している（甲187・2ページ）。そもそも、C I S T E Cのガイダンスをみても、規制対象となるのがC I P機能付きのものであるなどという記載自体が認められない。その点をおくとしても、ガイダンスは、本件通達のように経産省が本件省令の解釈について定めたものではなく、経産省職員（安保管理課員）も「ガイダンスは一切参考にも判断基準にもしない」〔甲166の1・2ページ〕と述べていたのだから、[ ] 警部補の説明は何ら不合理なものではない。

むしろ、当時の一審原告島田の説明には、随所に不自然、不合理な点が認められた。例えば、噴霧乾燥器に係る規制が導入される際に一審原告島田自身が経産省担当者とやり取りをし、その際に滅菌及び殺菌の具体的な方法には何ら限定を設けないことを明確に示されていたにもかかわらず、それと明らかに食い違う供述を続けていた。実際、一審原告島田は、自身の弁解どおりであれば本件要件ハに該当しないはずのC I P機能付きでない噴霧乾燥器を輸出するに当たって、「生物兵器輸出規制後の輸出で、水分蒸発量、粒子径とも該当、自主判断非該當で問題ないとおもいますが、要注意。」という、本件要件ハに該当する可能性を懸念するメール（乙100資料2）を一審原告会社の従業員（[ ]）に送信した事実も認められた（いわゆる「[ ] 案件」）。

こうした状況に照らすと、[ ] 警部補において、一審原告島田が一審原告会社製の噴霧乾燥器が規制要件に該当する可能性を認識しながら、あえて経産省に確認せずに無許可輸出をしていた、すなわち未必の故意があった疑いがあると考えて取調べを行ったことは不合理とはいえない。だからこそ、[ ] 警部補は、

「島田さん、話が全然繋がらないのは、例えば、[REDACTED]案件でCIPでもなんでもないもので要注意と言って[REDACTED]とか含めたところにメールを送っているんですけど。あれがCIPっていうならまだ話は繋がりますけど。」

(甲186、甲187・2ページ)と述べているのであって、このような一審原告島田の不自然かつ不合理な弁解を追及するのは取調べとして当然のことである(これに対し、一審原告島田は何ら合理的な説明をしていない〔甲187〕)。こうしたやり取りが一審原告島田の言い分を「頭ごなしに否定した」ものでないことは明らかである。

4 [REDACTED]警部補が「殺菌」の解釈を一切示すことなく、乾燥運転をすれば当然に滅菌殺菌できると決めつける形で取調べを行ったとの一審原告らの主張は失当であること(上記1②の点について)

(1) 一審原告らは、殺菌解釈について幾度となく話題に上ったのに、[REDACTED]警部補が本件要件ハ検査機関解釈を一切示すことなく、乾燥運転をすれば当然に滅菌殺菌でき、経産省もそう言っていると決めつける形で取調べを進めたと主張する(一審原告ら控訴答弁書(対都)第1の3(3)・19ページ)。さらに、一審原告らは、[REDACTED]警部補は一審原告島田に対し、菌が一部でも死ねば「殺菌」に該当すると説明し、その解釈が正しいことは経産省にも確認していると述べたと主張する(一審原告ら控訴答弁書(対都)第3の2(3)・78ページ)。

(2) しかし、まず、[REDACTED]警部補が、本件要件ハについて、一審原告島田に対し、「菌が一部でも死ねば『殺菌』に該当する」と説明した事実はない。そのような不合理な解釈を被疑者に対して説明するはずもなく(一審被告都控訴理由書第5の1(8)・52ページ及び53ページ参照)、また、甲187号証の中にも、[REDACTED]警部補がそのような説明をした事実は記載されていない。また、[REDACTED]警部補が一審原告島田に「『菌が一部でも死ねば殺菌に該当する』という解釈が正しいことは経産省にも確認している」と述べた事実もな

い。甲187号証の4ページに、「経産省が明確にハに該当ですって、完全に。」との記載があるが、これはその前後を読めば明らかなどおり、「経産省に照会した結果、本件各噴霧乾燥器は本件要件ハに該当するとの回答を得ている」との説明であって、「『菌が一部でも死ねば殺菌に該当する』という解釈を経産省に確認した」などとは一言も述べてない。

(3) また、一審原告ら控訴答弁書（対都）第1の3(3)（19ページないし24ページ）において一審原告らが引用するやり取りを見ても、[ ] 警部補が一審原告島田に「菌が少しでも死ねば『殺菌』に該当する」と誤解させようとした事実はもとより、そのように一審原告島田が誤解していたことをうかがわせる状況すらも認められない。

一審原告らは、殺菌解釈について幾度となく話題に上った旨主張するが、一審原告島田との間で繰り返し話題に上ったのは、

- ⑦ 規制対象となる機器がCIP機能付きのものなどに限定されるか否か
- ① 乾燥運転による殺菌が規制範囲に該当するか否か
- ⑦ 個別の機種に関して、規制対象に該当するか否か

といった点にすぎず、乾燥運転によって菌がどの程度死ぬ必要があるかといった点は一切話題に上っていない。そもそも一審原告島田が本件要件ハの「殺菌」の解釈について誤解していたとは考えられないことは、一審被告都控訴理由書第5の1（40ページないし54ページ）で詳述したところである。また、[ ] 警部補は、少なくとも平成31年2月8日と同年4月25日の取調べにおいて、一審原告島田に対し、本件要件ハの「殺菌」の解釈が記載された本件通達を示し、「殺菌」とは特定の細菌が死滅することを意味する旨の説明を行っている（乙6の7・3ページ、乙6の17・1ページ）。それらの点をおくとしても、取調べが複数回行われた中の特定の1日である令和元年11月1日に、乾燥運転によって菌がどの程度死ぬ必要があるかという点が話題に上ってもいない中で、[ ] 警部補が既に説明済みの本件要

件ハ捜査機関解釈について改めて言及していなかったとしても、何ら不自然な点はない。そのことを捉えて、[ ] 警部補が一審原告島田に対して殺菌の解釈を誤って理解させたとか、一審原告島田が誤解しているのに乗じたなどとする一審原告らの主張は、飛躍に過ぎ、何らの根拠も認められないものといわざるを得ない。

(4) 一審原告島田との間で話題になった点に関しても、⑦については、上記3で述べたとおりであるし、①についても、前記第1の7で述べたとおり、殺菌の方法が薬液などに限定されず乾熱によるものも含まれることを一審原告島田は規制導入前から十分に認識していたはずである。にもかかわらず、一審原告島田は本人の認識していたはずの事実と明らかに矛盾する不自然、不合理な供述を繰り返していたのであって、そうした状況におけるやり取りとして、[ ] 警部補の一審原告島田に対する説明や指摘に特段不適切な点は認められない。

また、⑧についても、一審原告島田から特定の機種について本件要件ハに該当するか否かを問われたのに対して、一連の捜査過程で把握していたものについては、当時の警察側の判断を伝える一方で、「どの機種が該当しないのか」といった抽象的な質問に対しては、警察として答える立場になく、法令を所管する経産省に確認すべき旨を伝えているにすぎないのであって、これらの対応にも何ら問題は認められない。

なお、一審原告島田との間で、タイの[ ] 案件（「ODT-78」型という一審原告会社製の噴霧乾燥器を「[ ] c o. l t d」に向けて輸出した案件のこと〔乙67〕）についても話題に上っている（甲187・5ページ）が、この「ODT-78」型という噴霧乾燥器は、「細菌の発生」、「臭気の発生」、「製品の品質低下」を避けるために「CIP（定置した状態でのクリーニング）」機能が設置されているもので、一審原告会社が「細菌の発生を避けるために、化学薬品を併用したクリーニングをお勧めしま

す。」と説明している機器であり（乙101資料2「スプレードライヤODT-78型」取扱説明書12ページ）、一審原告らが規制該当と主張しているCIP機能付きの噴霧乾燥器にほかならない。そうであるにもかかわらず、一審原告会社は、当該機器を輸出するに際し、本件要件ハについて「X」、つまり、「殺菌できない」噴霧乾燥器と判断しているのであり（乙102）、このことは、CIP機能付きの噴霧乾燥器が規制該当であると思っていたという一審原告島田の説明が単なる言い訳にすぎないことを顕著に示すものであるといえる（この点、■警部補の取調べに立ち会っていた■巡査部長も、一審原告島田はCIP〔自動洗浄装置〕機能が付いた噴霧乾燥器が輸出規制に該当する機械だと思っていた旨説明していたが、一審原告会社はCIP機能付きの噴霧乾燥器も本件要件ハに該当しないとして輸出していた事実があり、一審原告島田の弁解は不合理ではないかと思っていたと陳述している〔乙53・2ページ〕。）。

(5) さらに、令和元年8月2日付で一審原告会社が作成し、経産省に提出した乙71号証資料9について説明する。これは、平成30年12月に一審原告島田らの取調べが開始されてから、約7か月半経過した後に作成された資料である。その約3か月後の令和元年11月1日に、甲187号証に記載された取調べが行われている。

① この資料の6ページには、「当社は、当該文言の解釈について経済産業省貿易審査課に本年1月21日に問い合わせた際、同課■氏より「全ての方法（乾熱、薬液、湿熱等）で、分解せずに滅菌又は殺菌をすることが可能な装置は全て該当する。空焚きすれば殺菌できるので、噴霧乾燥器はこれに該当する。暴露防止、飛散防止、材質、構造は関係ない。」とのコメントを得た。」との記載がある。

つまり、一審原告島田は、取調べ開始から約1か月後の平成31年1月21日に、経産省貿易審査課の藤村氏から、本件要件ハに関する経産省

の解釈について説明を受けている。元々、一審原告島田は、平成24年1月24日から平成25年9月9日までの間に、経産省及びCISTECから噴霧乾燥器の規制内容について繰り返し説明を受けていたが、改めて平成31年1月21日にも経産省に本件要件への解釈を再確認したということである。[ ] 氏の説明は、規制導入前に経産省及びCISTECが行っていた説明と全く齟齬がないものであり、当然のことながら本件要件ハ検査機関解釈と完全に一致するものでもあった。その僅か8日後の同月29日に、一審原告島田は初めて供述調書に署名指印しており、当該供述調書では、

- 噴霧乾燥器に係る外為法の規制が導入される前年の平成24年1月に、一審原告島田は、経産省やCISTECと会議を行い、相手側の質問に対して、「入口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌、殺菌できる」と回答したこと
- その当時、一審原告島田は、「噴霧乾燥器を運転させて熱風を装置内に送り込み、その内部を一定時間100度程度の高温に保てば、大腸菌レベルの一般的な細菌が死滅する」と考えていたので、このように答えたこと

等が述べられている（丙A83・5ページ）。すなわち、一審原告島田は、噴霧乾燥器の規制導入前の平成24年1月当時から「噴霧乾燥器を運転させて熱風を装置内に送り込み、その内部を一定時間100度程度の高温に保てば、大腸菌レベルの一般的な細菌が死滅する」と認識しており、その旨を平成31年1月29日に[ ] 警部補に対して供述したのである。

一審原告島田は、本件要件への解釈を経産省に再確認した事実を[ ] 警部補に秘していたが、その後の取調べの中では「殺菌とは、特定の菌を全て死滅させることを指す」との正確かつ常識的な解釈に基づいて具体的な供述を行ったことから、[ ] 警部補は順次供述調書を作成していったもの

である。

こうした経緯があつたが、一審原告島田は、本件の国家賠償請求訴訟において、本件要件ハの「殺菌」の解釈を誤解していたという不自然な主張を行うようになったものである。

なお、この経緯については、一審被告都控訴答弁書第7の1及び2(101ページないし123ページ)に詳述したので参照されたい。

② この資料の5ページ15行目には、本件通達で定める滅菌・殺菌の定義が記載されており、そこには「当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」との記載も含まれている。したがって、令和元年8月2日付けのこの資料が作成された時点で、一審原告島田も、殺菌について当該記載のとおりの認識を持っていたと認められる。

仮に、「菌が一部でも死ねば『殺菌』に該当する」との解釈が正しいとすれば、「微生物の量を低減するための洗浄処理」も殺菌に含まれ得ることとなり、定義と矛盾する。このため、取調べの開始から約7か月半が経過した時点においても、一審原告島田が「菌が一部でも死ねば『殺菌』に該当する」などという不合理な理解をしていなかつたことは明らかである。

③ この資料の6ページ及び7ページにおいて、一審原告会社は、平成31年1月21日に経産省貿易審査課の[ ]氏から説明を受けた本件要件ハの解釈に対し、

- ・ 「（略）生物製剤の乾燥に繰り返し使用するができるもののみを規制する趣旨である。」（乙71資料9・6ページ20行目及び21行目）、  
「当社の噴霧乾燥器（略）は、いずれも、高温陽圧を想定した仕様ではないため空焚きを行うと破損、故障が生じることから、物理的手法で殺菌を行うことのできる機器に該当しない。」（同6ページ29行目ないし31行目）
- ・ 「ウェットダウン（WD：温潤処理）あるいは、WIP（WD後一部

分解・自動洗浄) 又は C I P (定置洗浄) ができることと、菌(微生物)を確実に殺すことのできる薬品を空間及び壁面に付けて、さらに確実に洗浄液を回収が必要となる。(中略) 従って、これらの特徴を持ったものに限り、(中略) 規制対象になると解される。」  
(同 7 ページ 2 行目ないし 15 行目)

などと独自の見解を述べ、経産省の解釈に真っ向から反論している。

このように、一審原告会社は、外為法を所管する経産省の解釈に反論し、独自の解釈を記した資料を経産省に提出している。一審原告ら控訴答弁書(対都) 第 3 の 2(3) (78 ページ) には、「本件省令等の解釈権限を有している経産省に確認していると説明されれば、それを信じるのが通常であるとさえいえる。」との記載があるが、この記載が事実に反することは明らかである。

④ 一審原告会社は、経産省の「空焚きすれば殺菌できるので、噴霧乾燥器はこれに該当する。暴露防止、飛散防止、材質、構造は関係ない。」との解釈に危機感を募らせたと見られ、この資料の中で、経産省の解釈に反する一審原告会社独自の極端な縮小解釈を主張している。

このため、仮に、████ 警部補が一審原告島田に対し、「菌が一部でも死ねば殺菌に該当する」などという不合理な解釈を示していたとしたら、一審原告会社としては更に危機感を募らせ、経産省がそのような解釈を取らないように、この資料に反論を記載してしかるべきである。この資料は、取調べ開始から約 7 か月半も経過した後に作成されたものであるので、反論を記載するための時間的余裕も十分にある。現に、規制対象を C I P 機能付きの機種に限定すべきであるとの見解は、この資料に明記されている。しかし、この資料には、「菌が一部でも死ねば殺菌に該当する」との解釈が外事一課から示されたことも、その解釈への反駁も、一切記載されていない。このことからも、████ 警部補がそのような解釈を一審原告島田に示

していないことが認められる。

5 一審原告島田が全ての供述調書が作成された後に本件各事件の捜査に納得していない旨の供述をしていたとしても、[ ] 警部補の取調べに問題があつたことを裏付けるものとはならないこと（上記①③の点について）

(1) 一審原告らは、一審原告島田の全ての供述調書が作成された後の取調べにおいて甲187号証にあるようなやり取りが行われていること自体、それまでの取調べの過程においても[ ] 警部補が一審原告島田に対して本件要件ハ捜査機関解釈を示していなかつたことや、供述調書に録取された殺菌解釈や殺菌性能に関する一審原告島田の供述が同人の考え方を正確に表したものではなかつたことを示している旨主張する（一審原告ら控訴答弁書（対都）第1の3(4)・25ページ及び26ページ）。

(2) しかしながら、一審被告都控訴理由書第5の1（40ページないし54ページ）で詳述したとおり、そもそも[ ] 警部補は、本件任意取調べの序盤から中盤にかけて、本件要件ハの「殺菌」の解釈が記載されている本件通達の解釈を示し、殺菌が「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」をいうことや、「当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない」ということ、すなわち細菌が生き残っていたら「殺菌した」とはいえないことを明示している（乙6の7・3ページ）。また、[ ] 警部補は、高温の環境を一定時間維持すれば細菌が全て死滅して感染する危険性がないとも指摘している（乙6の17・1ページ）。

その上、上記4(3)のとおり、一審原告島田との間で話題に上っているのは飽くまでも規制対象となる機器がCIP機能付きのものに限定されるか否かといった点ばかりであり、乾燥運転によって菌がどの程度死ぬ必要があるかといった点や、本件各噴霧乾燥器で菌がどの程度死ぬかといった点は全く話題に上っていない。確かに、一審原告島田は、任意取調べの当初から、規制

対象となる機器がC I P機能付きのものであると認識していた旨を主張していた事実は認められるものの、それらは一審原告島田が本件要件ハの「殺菌」の解釈を誤解していたことを裏付けるものでも何でもない。一審原告島田に対する一連の取調べのいずれをとっても、一審原告島田が本件要件ハの「殺菌」の解釈を誤解していたことを裏付ける事実も、[ ] 警部補が本件要件ハ捜査機関解釈を示さずに一審原告島田を誤解させたことを示す事実も認められないであって、一審原告らの主張は失当である。

(3) また、一審原告島田は、規制対象となる機器がC I P機能付きのものであると認識していた旨繰り返し述べているものの、その供述が不自然、不合理であったことは上記3で述べたとおりであり、それまでの取調べにおいても、こうした不自然、不合理な点を [ ] 警部補から指摘されて、自ら供述調書に署名指印してきた状況が認められる。一審被告都控訴答弁書第7の2(1)(106ページ)で詳述したとおり、一審原告島田自身が一審原告会社の従業員らに対して「調書は自己の言ったことと少しでも相違があれば変更要求可能なので完全に納得した上で署名するように」と指示しているし、[ ] 警部補と一審原告島田との取調べ時のやり取りをみても、そこに供述の強要や押し付けなどをうかがわせる状況は認められない。こうした状況を踏まえれば、当時、一審原告島田が自ら納得して供述調書に署名指印したことは明らかである。

むしろ、当時、一審原告会社において、警察による取調べの状況を従業員らから報告させていたことが認められ（一審被告都控訴答弁書第7の1(1)・102ページ及び103ページ）、それによって、当初は素直に供述していた者であっても、次第に供述に顕著な変化が現れたことは、一審原告らが高い信用性を認める総括文書の記載からも明らかである（甲185・28ページの枠内）。一審原告島田は、平成31年1月29日に「責任を取らなければならぬのは、自分と社長と相鳴。」と述べて自供を始めたが、取調

べが長期化する中で、可能であれば追及を免れたいとの意識が生じるのも無理からぬことであり、令和元年1月1日の取調べの状況の録音も、その内容を一審原告会社の関係者らに聞かせて抗弁することを意識して行ったとみるのが相当である。このため、同日の録音の内容をもって、それ以前の一審原告島田の自認の供述調書の内容を否定しようとする一審原告らの主張は失当である。

#### 6 当日の取調べ状況に係る捜査メモに殺菌に関するやり取りが記載されていないことは何ら不自然でないこと（上記④の点について）

一審原告らは、令和元年1月1日の取調べに係るメモ（乙6の34）に殺菌の解釈に関するやり取りが記載されていないのは、捜査員が意図的に取捨選択していることを意味する旨主張する（一審原告ら控訴答弁書（対都）第1の3(5)・26ページ）。

しかしながら、上記4で述べたとおり、令和元年1月1日の取調べにおける一審原告島田の言い分のほとんどは、規制対象となる機器がCIP機能付きのものであると認識していたというものであり、本人の認識していたはずの事実と明らかに矛盾する不自然、不合理なものであったことに加え、それまでも何度も繰り返されてきたものであって特に目新しいものでもなく、そのやり取りを捜査メモに記載する必要性が高いとは認められなかったのだから、■警部補及び■巡査部長において、その部分を捜査メモに記載しなかったことが不合理であるとはいえない。

更にいえば、これ以降に行われた令和元年12月6日の取調べに係る捜査メモ（乙6の36・1ページ）には、「当時私は、CIP等で自動で殺菌等ができるものが該当すると考えていたんですよ。」という一審原告島田の言い分が明記されている。仮に、■警部補らが一審原告島田の当該主張を意図的に捜査メモに記載しないようにしていたのであれば、令和元年1月1日の取調べだけでなく、同年12月6日の取調べに係る捜査メモにも当該主張は記載され

ないはずである。にもかかわらず、そうなっていないということは、■ 警部補らが意図的に取捨選択して一審原告島田の当該主張を記載しなかったわけではないことを明確に示しており、この点でも一審原告らは根拠に基づかない主張を展開しているといわざるを得ない。

なお、同捜査メモによれば、一審原告島田が「S D（引用者注：噴霧乾燥器のこと）を乾燥運転つまり空焚きをすれば、装置内部が高温となり、内部を殺菌できることは当たり前のことである。各菌がどれくらいの温度で死ぬのかという細かい知識はないが、一般的な細菌であれば、100度程度で死ぬということは知っていた。R L-5の場合、乾燥室の入口温度を200度に設定して乾燥運転をすれば、1時間ほどの運転で、乾燥室の出口温度が150度、サイクロン下部が130度、バグフィルタ下部が110～120度、排風口が150度ほどの温度分布になるはずである。その際、内部で最も低温となる箇所は、バグフィルタ下部のはず。」と説明していることも認められる。これらの説明は、当時、一審原告島田が本件要件ハの「殺菌」の解釈について何ら誤解等していなかったことを示すものといえる。

このように、捜査メモに取調べ時のやり取りの一部が記載されていなかったからといって、当該捜査メモが不適正に作成されたものとはならないことはいうまでもなく、この点の一審原告らの主張も失当である。

### 第3 被疑者弁解録取状況報告書案（コメント付きのもの）について

#### 1 一審原告らの主張

一審原告らは、令和2年3月25日付け被疑者弁解録取状況報告書（丙A125。以下「本件弁録報告書」という。）が作成される前の案の段階で、■ 捜査部長がコメントを追記した被疑者弁解録取状況報告書（甲188。以下「コメント文書」という。）を提出した上で、そのコメント部分（以下「本件コメント」という。）と矛盾する■ 警部補の証言は信用できず、本件コメン

トと合致する一審原告島田の本人尋問での供述は信用できる旨主張する（一審原告ら控訴答弁書（対都）第1の4(3)・32ページ及び33ページ）。

## 2 コメント文書の作成経緯や性質について

コメント文書の作成経緯やその性質について、作成者である■巡査部長は、

- 一審原告島田の弁解録取書の誤廃棄が判明した際に、その経緯を明らかにするため、■警部補が「被疑者弁解録取状況報告書」を作成することとなった
- 私（■巡査部長）としては、■警部補が弁解録取手続に立ち会った私に当時の状況を確認することなく、被疑者弁解録取状況報告書を作成していたことから、そのことに不満を持っていた
- そこで、■警部補が作成途中の被疑者弁解録取状況報告書のデータに、私の認識と異なる部分のみ吹き出しでコメントを記載した
- そのコメント文書は、上司に報告するためとか、外事一課内で共有するために作成したものではなく、当時、同じ班で気が合い、よく話をしていた■巡査部長に対して、■警部補と私の認識の違いがあるということを雑談として話そうと思い、■巡査部長に見せるためだけに作成したものである。友人に対して話しかけるような言葉遣いで記載しているのも、■巡査部長だけに見せようと思って書いたからである
- コメント文書を■巡査部長に見せていたところ、近くにいたデスク担当の■巡査部長がコメント文書の内容を見て、■警部補に見せてもいいですかと言って持て行った。それが当時は予期していなかった形で一人歩きしてしまった
- その後、■警部補が私の認識を聞いてくれたため、私と■警部補双方の認識を慎重に確認しながら、■警部補が被疑者弁解録取状況報告書（丙A125）を作成したもので、コメント文書は表現ぶりや内容が誤解を生じさせるおそれのあるものとなっているのに対し、被疑者弁解録取状況報告書

はコメント文書より正確なものとなっている

○ コメント文書は、過激な言葉をもって ■ 警部補を非難するコメントを記載しているが、当時、弁解録取書を誤廃棄してしまったという手続上の問題点に関する報告書を作成するに当たって、本件弁解録取に立ち会った私の話は聞かないのか、といった強い不満を抱いており、そもそもコメント文書自体、 ■ 巡査部長以外の人に見せるつもりがなかったこともある、私の認識と齟齬があることを感情的に記載したもので、このような過激な表現になっている

旨説明している（乙103）。

このように、コメント文書は、その作成者である ■ 巡査部長自身が、表現ぶりや内容が誤解を生じさせるおそれのあるものとなっていることを認めており、その記載内容は必ずしも正確でないものと認められる。この点に関し、一審原告らは、「これら ■ コメントは、本件弁録報告書案の作成後、本件弁解録取報告書の完成前に作成されたことが推測され。従って、弁解録取に立ち会った当事者が、弁解録取手続後間もない時期において作成したメモであり、その内容も詳細であるから、 ■ 巡査部長の認識を正しく記述したものとして高い信用力を有する。」などと主張するが（一審原告ら控訴答弁書（対都）第1の4(2)・31ページ及び32ページ）、コメント文書が作成されたのは、本件弁解録取から約2週間が経過した時点であり、本件弁解録取時の状況について ■ 警部補と ■ 巡査部長との間で記憶に若干の齟齬があったとしても何ら不自然とはいえない。だからこそ、当時、 ■ 警部補と ■ 巡査部長は、互いに記憶を確認し合った上で、被疑者弁解録取状況報告書（丙A125）を完成させたのであり、 ■ 巡査部長自身も、最終的に完成した同報告書の内容が最も正確であることを認めている。なお、 ■ 警部補と ■ 巡査部長との間でこうした確認作業が行われたことは、 ■ 巡査部長の「『なかつたことにしていただきたい』とは言ったが、処分して云々は言っていない。」とのコメント

部分に関し、最終的に完成した同報告書の当該部分において、その趣旨を踏まえ、「『先ほどの書類はなかったことにして下さい。』と興奮気味に申し立てたため」と修正がされていること（丙A125の3枚目）からしても明らかといえる。

実際、コメント文書に記載された内容の中には、「処分なんて言っていない。なかったことに的なことは言っていた。」、「『なかったことにしていただきたい』とは言ったが、処分して云々は言っていない。」などという記載が認められるが、一審原告島田がいったん署名指印した弁解録取書を「処分してほしい」と言ったのか、「なかったことにしてほしい」と言ったのか、いずれであったとしても相互に意味が大きく変わるものではなく、殊更に取り上げるほどの話とは認められない。にもかかわらず、この点を捉えて「完全なる虚偽報告」などと過激な表現のコメントが記載されているし、そのほかにもコメント文書には、公的な書類には通常使われないような表現が数多く認められるところであり、これらの点を考慮すれば、当時、同じ班で気が合い、よく話をしていた■■■巡査部長にだけ見せるつもりで、感情的に過激な表現のコメントを記載したとする■■■巡査部長の説明に特段不自然な点は認められない。

したがって、本件コメントの内容には必ずしも高い信用力は認められず、むしろ、その後に本件弁解録取の場にいた■■■警部補と■■■巡査部長とで記憶を確認し合って完成させた被疑者弁解録取状況報告書（丙A125）の内容や、■■■警部補や■■■巡査部長の陳述する内容の方がより正確で、信用性を有するというべきである。

### 3 ■■■警部補の証言が本件コメントと矛盾するため信用できないとする一審原告らの主張が失当であること

- (1) 一審原告らは、本件弁解録取に係る■■■警部補の証言は、本件コメントと矛盾するため信用できない旨主張するが（一審原告ら控訴答弁書（対都）第1の4(3)・32ページ）、本件弁解録取に係る事実関係は一審被告都控訴

理由書第6（56ページないし70ページ）で述べたとおりであり、本件コメントの記載内容を踏まえても、それを覆す事実は認められない。

(2) すなわち、■警部補が証言等で説明する本件弁解録取時の状況は、

- ① ■警部補が一審原告島田に対し、逮捕状を提示して閲読させ、事実に間違いないか確認したところ、一審原告島田は「はい」と答え、何か言いたいことはあるかとの問い合わせに対し、「逮捕ですか」とだけ答えた。
- ② そこで、■警部補がそれまでの本件任意取調べでの供述内容も踏まえて作成していた弁解録取書のドラフトを白紙に印字し、一審原告島田に内容を確認させた。
- ③ すると、一審原告島田は、本件記載箇所（つまり「社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された『非該当で輸出する。』との方針に基づき」の部分）について、「社長と相嶋専務から指示されたわけではない」旨を申し立てた。
- ④ ■警部補は、それまでの本件任意取調べにおいて、一審原告島田が一審原告大川原や亡相嶋との共謀を認める供述をしてしたことなどから、一審原告島田に対し、「社長、相嶋専務の了承なく、島田さん一人で決めることはあるんですか」と問いただしたところ、一審原告島田は、「確かにそれはそうです」と答えた。
- ⑤ ■警部補は、一審原告島田が弁解録取書のドラフトの内容に納得したものと受け止め、その内容を弁解録取書の用紙に印字した弁解録取書アを作成し、一審原告島田に内容を確認させたところ、一審原告島田は弁解録取書アに署名指印した。
- ⑥ その後、しばらくして、一審原告島田が■警部補に対し、「ちょっと待ってください。やはり内容が違います。私が確認しないで署名をしてしまいました。この署名はなしにしてください」などと申し立てたことから、■警部補がどこが違うのか確認したところ、一審原告島田は、「私の

言っていないことが入っているじゃないですか。大して確認しないで署名してしまいました。社長、相嶋さんと『非該当で輸出する。』と決めたわけではありません。この内容では納得できません。」などと申し立てた。

(7) そこで、■■■警部補は、上司であり本件各事件の捜査主任官でもある■■■

■■■警部に状況を報告した上で、改めて一審原告島田から弁解を録取したところ、弁解録取書アの内容から本件記載箇所を削除すれば納得できる旨を申し立てたことから、改めて当該部分を削除した弁解録取書イを作成印字し、一審原告島田に確認させた。

(8) 一審原告島田は、内容を十分に確認した上で、「これで大丈夫です。」と言って弁解録取書イに署名指印した。

(9) ■■■警部補は、一審原告島田が弁解録取書アについて「なかったことにしてほしい」などと強く求めており、■■■警部補自身も一審原告島田の意向に沿った内容の弁解録取書イを改めて作成しており、一審原告島田本人が納得していない弁解録取書アについては送致不要のものと誤認し、弁解録取書アを二つ折りにして取調べ室の机上に置いていた不要文書用の茶箱に入れ、そのまま誤って裁断してしまった。

というものであるところ、コメント文書のいずれの記載も、これらの内容を否定するものとは認められない。

(3) この点に関し、一審原告らは、本件コメントに弁解録取書アの読み聞かせを行っていない旨の記載があるとして、「読み聞かせた」旨の■■■警部補の証言(■■■17ページ)は本件コメントと矛盾する旨主張するが、本件コメントの当該記載について■■■巡査部長は、

○ ■■■警部補が、パソコンの画面に表示されている弁解録取書の内容を読み聞かせており、印字した紙の状態では読み聞かせていなかつたのではないかと思ったため、その旨を指摘したが、断言できるほど記憶に自信があったわけではなく、最終的に■■■警部補と記憶を確認し合った結果、

その部分は修正する必要がないということになったと思う

○ いずれにしても、弁解録取書の内容を読み聞かせていないというわけではなく、[ ] 警部補は、少なくともパソコンの画面に表示された弁解録取書の内容を読み聞かせていたため、「まあいいか」と記載したと思う旨説明しており（乙103・3ページ）、必ずしも[ ] 警部補の証言等と矛盾するものとは認められない。

(4) また、一審原告らは、本件コメントに一審原告島田が「私が言ったところは訂正されていると思っていた。警察がまさかこんなことをするなんて・・・」と言っていた旨の記載があるとして、共謀を認める文言を訂正しないことについて一審原告島田が納得した様子だったとする[ ] 警部補の証言は本件コメントと矛盾する旨主張するが、[ ] 警部補が証言等しているのは、飽くまでも一審原告島田が弁解録取書Aに署名指印した際に「納得した様子だった」ということであり（[ ] 16ページ及び17ページ）、署名指印後に、一審原告島田が弁解録取書Aの内容に異議を申し立てたことについても[ ] 警部補は明確に証言しているのだから、何ら矛盾は認められない。

[ ] 巡査部長によれば、コメント文書は「自身の認識と異なる部分についてのみコメントを記載した」ものであり（乙103・2ページ）、本件コメントが記載された部分以外については、相互に記憶を確認し合うまでもなく、[ ] 巡査部長と[ ] 警部補の認識に最初から齟齬はなかったものと認められる。コメント文書を見ても、「被疑者は弁解録取書をしばらく閲覧した後、『はい。』と申し立て、同書の各葉欄外に指印した上、末尾に署名指印した。」という記載については、特段のコメントは付されていないのだから、実際の事実関係がありのままに記載されたものと認められる。そうすると、弁解録取書Aをしばらく閲覧した後に「はい。」と申し立てて弁解録取書Aに署名指印した状況を見て、一審原告島田が納得した

様子だったと [ ] 警部補が感じたことに何ら不自然な点は認められない。

そして、[ ] 警部補は、被疑者弁解録取状況報告書（丙A125）に、その案の段階から、一審原告島田が「私の言っていないことが入っているじゃないですか。」と申し立てたことも記載しているのであって、本件弁解録取時の経緯について、当初から何ら包み隠すことなくありのままに説明する姿勢で対応していたことは明らかである。

#### 4 一審原告島田の本人尋問における供述が本件コメントと合致するとの一審原告らの主張が失当であること

(1) 一審原告らは、一審原告島田の本人尋問における供述が本件コメントに合致する旨主張するが、それは飽くまでも本件コメントのうち「私が言ったところは訂正されていると思っていた。警察がまさかこんなことをするなんて・・・」という記載が、共謀を認める文言を訂正しないことについて納得していなかつたとする一審原告島田の言い分と矛盾しないということにすぎない。本件コメントの当該記載は、弁解録取書アに署名指印する際の一審原告島田の態度をみて、一審原告島田が弁解録取書アの内容に納得したものと [ ] 警部補が感じたことを否定するものでは全くないし、この点に関する一審原告島田の主張を裏付けるものでも何でもない。

(2) むしろ、一審原告島田の証言こそが、コメント文書の内容と大きく齟齬を来している。

一審原告島田は、本件弁解録取時の経緯について、

○ 最初の弁解録取書を確認した際に、「社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された『非該当で輸出する』との方針に基づき」という記載（本件記載箇所）があったため、本件記載箇所を「ガイドンスに従って、許可の申請の要らないものと考えて輸出した」という内容に変更するよう求めた

○ そのように修正されていると思い込んで弁解録取書に署名指印した後、

念のため読み返してみると、本件記載箇所が「社長らと共に謀して無許可で輸出した」というまた別の内容に書き換えられていた

旨証言するが（島田 19 ページないし 21 ページ）、コメント文書をみても、飽くまでも本件記載箇所を削除することを求めるやり取りに終始し、一審原告島田が本件記載箇所を「ガイダンスに従って、許可の申請の要らないものと考えて輸出した」という内容に変更するよう求めた事実も、本件記載箇所が「社長らと共に謀して無許可で輸出した」というまた別の内容に書き換えられた事実も認められない。

このように、本件弁解録取に関する一審原告島田の証言は、一審原告らが高い信用性を有するものとして提出したコメント文書の内容に明らかに矛盾しており、信用できないというべきである。

#### 第4 本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所の特定について

##### 1 一審原告会社の従業員等の指摘について

(1) 一審原告らは、特に一審原告会社 [ ] の「出口温度センサー、サイクロンの入口出口の圧力センサー、機種にもよるが、乾燥室内の内部圧力センサー、バグフィルターの差圧センサーの部分は構造上、袋小路になっている。熱風が通り抜けずに滞留するため、温度の上昇は壁面の熱伝導のみとなり、排风口よりもぐんと温度は下がると思う。」との供述は具体的な箇所や科学的根拠を明確にするものであり、また、同供述の 11 日後になされた一審原告会社 [ ] 及び一審原告会社 [ ] の供述によって、乾燥室測定口が最低温箇所と認識することは十分に可能であったところ、外事一課員らは、かかる重大な指摘を受けていたにもかかわらず、その真偽を確認する検査を行わなかったのであるから、最低温箇所に関する判断に合理的な根拠が客観的に欠如していることは明らかである旨主張する（一審原告ら控訴答弁書（対都）第 2 の 2・35 ページないし 47 ページ）。

(2) しかしながら、一審被告都控訴理由書第4の3（19ページないし33ページ）で詳述したとおり、一審原告会社■の供述は、「袋小路」となっていることを理由に温度が上がらない可能性を指摘するものであるが、一審原告会社の実験によても、一審原告会社■が指摘した「サイクロン入口出口の圧力センサー」と思われる箇所は、「袋小路」であるにもかかわらず、高い温度に達している。すなわち、

○ 本件噴霧乾燥器1の「サイクロン入口測定口」は96.8°C  
(甲15・4ページ)、

○ 本件噴霧乾燥器2の「サイクロン入口測定口」は99.1°C  
(甲16・4ページ)、110°C (甲195の「⑬」)

と、いずれも大腸菌が死滅する90°C（丙A59）、ペスト菌及び野兎病菌が死滅する75°C（丙10資料22）を優に超える温度を計測しているのであって、一審原告会社■の指摘は必ずしも科学的根拠に基づくものではなく、推測の域を出なかったものと認められる。

実際、一審原告会社■自身も、

○ 長時間乾熱運転をすればある程度上がると思う

○ 実際に測ったことはないのでどのくらい上がるかはわからない

と供述しており（乙45・3ページ）、実際の計測結果などの合理的な根拠に基づく指摘ではなかったことは明らかであるし、温度が上がらないとは言い切れないものであったことも明らかである。

(3) また、一審原告会社■の供述は、

○ 殺菌できる可能性があるのは確実

○ 温度、圧力を測るパツの部分は、風が通らず伝熱のみではなかなか暖まらないが、時間をかけば暖まる

というものであるところ（乙30・2ページ）、この「温度、圧力を測るパツの部分」が乾燥室測定口を指していたのだとしても、一審原告会社■

■自身が、乾燥室測定口も時間をかけて温度は上がり、殺菌できる可能性があるのは確実であると供述していたことが認められる。一審原告らは、一審原告会社■の供述の「温度、圧力を測る部分は、風が通らず伝熱のみではなかなか暖まらない」という部分のみを切り取って主張を展開しているが、その供述全体をみれば、むしろ正反対の内容を供述したものであることは明らかであって、当時、その供述を基に最低温箇所として乾燥室測定口に着目することは著しく困難であったといわざるを得ない。

- (4) さらに、一審原告会社 [ ] の供述についても、「袋小路」になっていることを理由に温度が上がりにくいとするものであり（乙44・2ページ）、上記(2)のとおり、必ずしも科学的根拠に基づくものではなく、推測の域を出ないものであったと認められる。

なお、本件各事件に係る刑事手続において、一審原告らが測定口の温度が低くなるとの証拠を提出したのは、令和2年10月19日であるが（甲15、甲16及び甲91）、この間、一審原告らは一審原告大川原ら3名の保釈を求めていたのであり（甲37の1ないし3、甲38の1ないし3、甲39の1ないし3、甲40）、そのような状況にもかかわらず、速やかに証拠提出ができなかつたことに照らせば、当時、一審原告らにおいても、測定口の温度が科学的根拠に基づいて低温になるとまでは考えていなかつたことがうかがわれるところである。

- (5) これらを踏まえると、当時、一審原告会社 [ ] らの供述に特に着目すべき状況は認められないのであって、むしろ、従業員の大多数や [ ] [ ] や [ ] の担当者らが指摘したサイクロン下部、バグフィルタ下部、排風口を最低温箇所の可能性が高いと判断して捜査を行ったことが不合理といえないので明らかというべきである。

(6) そのほか、一審原告らは、こうした一審原告会社 [ ] らの供述について、一審原告会社の従業員らに対する任意取調べ開始後の比較的早い段階である

平成30年12月になされたことを捉えて、平成31年1月以降の取調べにおける従業員らの供述と差別化するような主張を行っている（一審原告ら控訴答弁書（対都）37ページ）。しかしながら、これらの供述の時期については、各従業員らの任意取調べの日程による偶然の結果にすぎず、平成30年12月中になされたものであろうと、平成31年1月以降になされたものであろうと、その時期によって供述内容の評価が変わるものではないのはいうまでもない。たまたま平成30年12月に「乾燥室測定口」を指していた可能性のある供述がいくつか得られたとしても、同時並行で行われた他の従業員らの多くは、そもそも乾燥運転によって機器内に熱が行き渡り、殺菌が可能である旨供述していたのであるし、最低温箇所について複数の者が排風口やバグフィルタの下部などを指摘していた状況が認められる。しかも、その後は最低温箇所として「乾燥室測定口」を指すと思われる供述をした者はおらず、逆に、乾燥運転によって機器内に熱が行き渡るとする供述や、最低温箇所としてサイクロン下部、バグフィルタ下部、排風口を指摘する供述が支配的になったのであるから、少数意見であった一審原告会社■らの供述に着目すべきであった旨の一審原告らの主張は、結果から逆算しただけの不合理なものといわざるを得ない。

また、一審原告らは、一審原告会社■の供述について、「温度が上がりづらい理由として、袋小路は熱風が通り抜けず滞留することから温度が上がらないという科学的根拠を明確に指摘している」として、具体性に関して「群を抜いていた」などと高く評価する一方（一審原告ら控訴答弁書（対都）38ページ）、■から聴取した内容については、「曖昧かつ憶測の域を出ないもの」、「極めて大掴みなもの」として、最低温箇所の論拠とはなり難いものであったなどと主張する（同39ページ）。しかしながら、「袋小路」になっていることが憶測の域を出ないものであり、十分な科学的根拠に基づくものとはいい難いことは前述のとおりである。

逆に、[REDACTED]からの聴取内容は、「サイクロンの構造上、熱風が下まで行かないようになっている。風量の渦巻く勢いと粉体の重さで粉体が下に落ちていくように設計されている。粉体製造業者は、粉になるべく熱が当たらないようにしたいので、器械製造業者も粉体製造業者の意に沿った設計になっている。」（乙104）というものであり、また、同時期に[REDACTED]から聴取した内容は、「バグフィルタについては、排风口の位置が上部にあり、送風の力よりも排風器の引圧の力の方が強いため、下部にまで気流が届かない構造になっています。したがって、バグフィルタ内の温度は下部の方が上部よりも温度が20度くらい低いことが予想される」（乙15）というものであり、いずれも一審原告会社[REDACTED]の供述以上に科学的根拠に基づく具体的なものであったことが認められるのであって、当時、これらの聴取結果に基づいて最低温箇所を特定したことが不合理であったとは認められない。

## 2 「公安部が捜査を行わなかった理由」について

- (1) 一審原告らは、一審原告会社[REDACTED]からの指摘を踏まえた温度実験などの捜査を行わなかった理由として、[REDACTED]警部補が
  - 捜査幹部から「余計なことをするな」と指示があった
  - 「(十分な温度が)出なかったらどうするんだ、事件潰れて責任とれんのか」とずっと言っていたので、温度測定をしなかった
  - [REDACTED]警部が「従業員の言い訳だ、信じる必要はない」と言ったなどと証言したこと捉えて、「こうした[REDACTED]警部補の供述は、組織内での自らの立場が不利になるおそれのある内容であって、記憶と異なる事実を述べたとは考えにくい」などとして、信用できるとする（一審原告控訴答弁書（対都）第2の2(9)・46ページ及び47ページ）。
- (2) しかしながら、一審被告控訴答弁書第6の1(3)（86ページないし88ページで詳述したとおり、[REDACTED]警部補の一連の証言は、他の捜査員の証言と

整合しないばかりか、[ ] 警部補自身の当時の検察官に対する説明内容とも矛盾しており、到底信用できない。

一審原告らは、「捜査幹部は、『余計なこと』をすれば『事件』が『潰れ』ていた可能性があったことを認識しつつ、あえて捜査員に必要な捜査をさせないために、『従業員の言い訳だ、信じる必要はない。』などと、客観的に根拠もなく指示を行っていた」などと主張するが、本件各事件の捜査は当然に刑事公判を経て有罪を得ることを念頭に行われていたのであるから、一審原告らが主張するような「指示」は捜査幹部として到底採り得ない不合理な判断であるといわざるを得ない。そもそも、[ ] 警部補が指摘するこうした事実は、同警部補が証言しているだけで、当時の捜査メモや一審原告らが高い信用性を認める総括文書などのいずれをとっても、同警部補の証言を裏付けるものが一切存在しない。むしろ、当時、有罪立証を見据えて最低温箇所の特定に相当な労力を注いでいたことは総括文書の記載からも明らかなのであって、そうした姿勢と明らかに矛盾する[ ] 警部補の証言に信用性が認められないことは明らかである。

### 3 亡相嶋による最低温箇所の指摘がなかったことについて

- (1) 一審原告らは、亡相嶋が本件亡相嶋メールのとおりに最低温箇所として「マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等の極端に温度の低い箇所がある」旨言及していないとの[ ] 警部補らの陳述について、
  - 5年前の特定の4日間の取調べに係る記憶自体不確かなものである
  - 供述調書やメモ等は聴取した内容を全て記載するものではないから、当時の供述調書やメモ等の記録に残っていないことは根拠として薄弱であるなどと主張する（一審原告ら控訴答弁書（対都）第2の3・48ページないし53ページ）。
- (2) しかしながら、5年前のことであっても、印象の強い事実であれば記憶に残ることは十分にあり得るところ、当時、最低温箇所の特定が重要な捜査上

の立証事項となっていた状況にあったのだから、取調べにおいて本件亡相嶋メールに記載されたような内容の供述があれば、当然に記憶に残っているはずである。にもかかわらず、取調官も立会補助者も含め、その場にいたはずの複数の捜査員がいずれも記憶していないというのは、やはり本当に亡相嶋から本件亡相嶋メールに記載された内容の言及がなされていたのか、甚だ疑わしいといわざるを得ない。

また、当時の亡相嶋に対する取調べの状況を記載した捜査メモにも、亡相嶋が本件亡相嶋メールに記載されたような内容を供述したことをうかがわせる状況は一切認められない。一審原告らは、「捜査メモや供述調書は、供述内容を網羅的に記載するものでもなければ、正しく要約するものではなく、作成者である捜査員が意図的に取捨選択して記述するものなのである。」などと主張するが（一審原告ら控訴答弁書（対都）52ページ）、捜査メモは、捜査上必要な事項を記録するために作成するものであり、必要な事項が記載されていないと、後に捜査や公判対応の面でも支障が生じることとなるため、議事録のように取調官と供述者とのやり取りを一問一答のような形で網羅的に記載するものではないものの、捜査上重要となる事項については、それがその時点での捜査方針にとって有利なものばかりでなく、不利に働くものであっても、漏らさず記載されるのが通常である。そして、亡相嶋の取調べに関する捜査メモをみると、当日の取調べにおいて、最低温箇所として本件亡相嶋メールに記載されたような指摘がなされた形跡が一切認められないことはもとより、その後の取調べにおいても、亡相嶋が

- 壁面についた菌はどうするのか、伝熱工学的にも熱風で壁面を温めたところで、外気との中間になってしまふからそんなに高温にならない。  
(平成31年1月15日の取調べ [乙16の1・2ページ] )
- バグフィルタ、ファンもあるわけですから、出口温度ってのは大

体80度から140度、だけど製品そのものはもっと低い、全てをその温度にするわけではなくて、それは空気の温度であって壁面の温度ではないから 20度くらい違う（平成31年2月14日の取調べ〔乙105・4ページ〕）

などと、最低温箇所に関する供述を行っている状況は認められるものの、そこで強調しているのは飽くまでも「壁面の温度」であって、「乾燥室測定口」を指摘したとかがわれる状況は一切認められない（亡相嶋の取調べを担当した外事一課員は、このように、捜査方針に対し不利に働くものであっても捜査メモに記載していた中で、仮に亡相嶋が「乾燥室測定口」を指摘していたならば、その事項のみをあえて捜査メモに記載しない理由は全く見出せない）。

これらの状況は、亡相嶋が取調べにおいて最低温箇所として「乾燥室測定口」を指摘した事実がなかったことを表しているものとみるべきである。

#### 4 実験により測定口が最低温箇所であることを容易に突き止められたなどとする点について

- (1) 一審原告らは、弁護人が関与した最初の実験で測定口の温度が上がりづらいことを把握したと主張する（一審原告ら控訴答弁書（対都）第2の5・60ページないし64ページ）が、一審原告らは、令和2年4月24日に弁護人立会いの下で本格的な実験を開始し、同日の時点で乾燥室測定口及びサイクロン測定口の内部温度がいずれも80℃程度となり最低温を示したというものの、甲190号証をみれば明らかだとおり、同日の実験で「測定口」の温度とされているのは、飽くまでもサイクロン入口の測定口の温度であると認められ（甲190の「6 測定口 内部温度」）、乾燥室測定口の温度については特に示されていない。すなわち、乾燥室測定口が最低温箇所となることは、一審原告らの実験の初期段階では判明しておらず、このときの実験で最低温を示したとするサイクロン測定口については、その後の一

審原告らの実験によって、結果的に十分な温度に達することが確認されたのである、このことからも、実験をしても乾燥室測定口が最低温箇所であることが容易に判明するものではないことは明らかというべきである。

(2) さらに、一審原告らは、当時、外事一課において粉体実験を行うことが可能であった旨主張するが（一審原告ら控訴答弁書（対都）第2の6(2)・65ページ及び66ページ）、一審原告会社に協力を要請すべきであった旨の一審原告らの主張は、被疑者として捜査対象となっている者に捜査協力を依頼するというものであり、通常考えられない。また、一審原告らは、一審原告会社以外の協力先を見つけることも可能であった旨も主張するが、いくら病原性のない大腸菌を使用するとしても、衛生管理が極めて重要な食品等を製造する事業者に対し、噴霧乾燥器に大腸菌を入れた実験を承諾することを期待することが困難であることは誰の目にも明らかなのであって、この点の一審原告らの主張も失当といわざるを得ない。

## 第5 本件任意取調べについて

1 一審原告会社の従業員は、装置内部に存在する特定の細菌を死滅させなければならないと認識した上で、外事一課員による取調べを受けていたこと

(1) 一審原告らは、①殺菌とは一般に菌を殺すことを意味する言葉であって、どの程度菌を殺すかという定量的な概念を有していないから、輸出管理規制に精通していない一審原告会社の従業員に「殺菌することができるか」と尋ねても、正しい「殺菌」の解釈に基づく判断はできず、②一審原告会社従業員の[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]が、検察官の取調べにおいて、外事一課員による取調べの際は、一部でも菌が死ねば生き残っていても「殺菌」できないとはいえないとの理解を前提に供述していた旨を述べているからすれば、一審原告会社の従業員は「殺菌」を正しく理解せずに取調べを受けていたものである旨主張する（一審原告ら控訴答弁書（対都）第3の2

- (1)・68ページないし71ページ)。
- (2) しかしながら、以下の一審原告会社の従業員らは、一審原告会社製の噴霧乾燥器が本件要件ハの「定置した状態で内部の殺菌をすることができる」という性能を有するかという点について、それぞれ次のとおり述べていた。
- ① [REDACTED] (平成30年12月11日供述。乙20)  
生物兵器をスプレードライヤで製造後、熱風を機械内に数時間以上送り  
込めば一般生菌レベルの菌であれば殺菌をすることは可能だと思います。  
大腸菌のような芽胞を形成しない菌であれば、100度前後の熱風を数時  
間かければ殺菌することができます。
- ② [REDACTED] (令和元年12月25日供述。乙21)  
大腸菌をはじめとした一般菌であれば、噴霧乾燥器の入口温度を200°Cに設定してある程度の時間稼働させれば十分に死滅させることができます。
- ③ [REDACTED] (令和元年12月9日、令和2年2月4日供述。乙22)  
温度の設定と、時間をかければ、乾熱殺菌をすることができます。
- ④ [REDACTED] (平成30年12月13日供述。乙23)  
入口温度の設定を上げて高温の熱風にすれば、末端の排風機まで一定の高温を維持することができるので、機械内部の大腸菌も殺菌することができます。
- ⑤ [REDACTED] (平成31年1月9日供述。乙24)  
熱風を送り続け、装置内を高温にして数時間維持すれば、オープン型、クローズド型に関わらず、分解せずに殺菌は可能だと思います。熱に強い芽胞菌などは分かりませんが、大腸菌や雑菌等であれば、乾熱殺菌できるということです。
- ⑥ [REDACTED] (令和2年1月23日供述。乙25)  
一般生菌であれば機械内部の製品が通る部分を殺菌することはできると

言えます。

- ⑦ [ ] (令和元年12月3日、同月23日供述。乙27)

仮に入口温度を250℃にして1時間くらい空焚きをした場合、排风口は100℃は超えますので少なくとも一般菌である大腸菌等であれば、殺菌できると思います。

- ⑧ [ ] (平成30年12月18日供述。乙29)

器械の中を乾燥させながら末端まで100度程度になるようにして一定時間運転すれば、大腸菌であれば殺菌できるはずです。

- ⑨ [ ] (平成30年12月20日供述。丙33)

原液を噴霧しない熱風運転に切り替えて長時間運転することで、噴霧乾燥器の構造上、装置内部に高温が行き渡ることから、当該温度に耐えられない生菌は死滅することになるのです。

- ⑩ [ ] (平成31年1月21日供述。乙32)

実験したことがないため断言はできませんが、装置内を高温に保つことで、熱に弱い菌であれば殺菌することができると思います。

- ⑪ [ ] (令和元年6月12日供述。乙34)

大腸菌等の一般の菌であれば、殺菌は確実にできます。

- ⑫ [ ] (令和元年12月26日供述。乙37)

最も一般的な大腸菌等の「菌」であれば、100度前後の熱風で十分「殺菌」できます。

- ⑬ [ ] (平成31年2月19日供述。乙40)

大腸菌等の熱に弱い細菌の種類によっては殺菌ができる可能性があるなと感じ（た）

このように、多数の従業員らが、高温や長時間運転という条件を付した上で、また、芽胞を形成しない菌や大腸菌等の熱に弱い細菌「であれば」との条件付きで殺菌可能な細菌を限定していることからすれば、「装置内部の菌

が少しでも死ねば殺菌といえる」といった誤った認識の下で「殺菌できる」と結論付けたものでないことは明らかである（菌が少しでも死ねば殺菌といえるのであれば、時間や細菌の種類を限定する必要はない。）。

一審原告会社の従業員らが「殺菌」について正しく認識した上で取調べに応じていたことについては、一審被告都控訴答弁書第7の2(4)（110ページ及び111ページ）で述べたとおり、噴霧乾燥器を扱う企業の間で「殺菌」という言葉が何の解説や補足説明もなく使用されており、噴霧乾燥器内部で検出された「特定の菌が全て死滅すること」を意味する言葉として何の疑問も呈されることなく使用されていたこと（丙34）からも明らかである。

## 2 検察官の取調べにおける [REDACTED] 及び [REDACTED] の供述は不自然かつ不合理であって到底信用できないこと

(1) 一審原告大川原ら3名が逮捕された後に行われた検察官の取調べの録音記録によれば、[REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] は、一様に、装置内部の菌が一部（1個）でも死ねば「殺菌」に当たると思っていたため、一審原告会社製の噴霧乾燥器は殺菌できると答えた旨供述していることが認められる。

(2) しかしながら、上記1で述べたとおり、[REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] は高温や長時間運転という条件を供述した上で、芽胞を形成しない菌や大腸菌等の熱に弱い細菌「であれば」という条件付きで、殺菌可能な細菌を限定していることからすれば、同人らの供述が、装置内部の菌が少しでも（たった1個でも）死ねば殺菌といえるなどというあり得ない解釈を前提としたものでないことは明らかである。特に、[REDACTED] の取調べにおいては、本件通達の「物理的手法（例えば蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」が示された上で、殺菌可能かどうかの認識が確認されているのであるから

(乙26・3ページないし6ページ、資料2)、[REDACTED]は、「微生物の量を低減するだけでは、滅菌又は殺菌には当たらない」という正しい解釈について間違なく認識していたといえる。

(3) この点、[REDACTED]は、検察官の取調べにおいて、「技術者としてはちょっとでも、ちょっとでも菌が死んだら殺菌になるっていう答えだったんで、技術者としてはちょっとでも、ちょっとでも菌が死んだら殺菌なると思ってたので、それを死んでる菌がある、あつたら、そのときはもう技術者としてはそれでも殺菌できませんっていうのは言えないっていう考えでした。」と供述したもの、これに対し、検察官から、高活性医薬品製造噴霧乾燥器を扱う顧客に対して、滅菌はできない、保証できるのは殺菌までであると説明していることを追及されると、合理的な説明ができず、更に検察官から、(顧客に対して)1個2個殺すことを殺菌という説明をしないのではないかという質問をされると、「そうですね言わないです。通常は。」として、自身が不合理な弁解をしていることを自認している(甲150・5ページないし7ページ)。

(4) このように、検察官の取調べにおける[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]の供述は不自然かつ不合理であって信用できないから、一審原告らの従業員らが「殺菌」を正しく理解せずに外事一課員の取調べを受けていたとする一審原告らの主張は失当である。

## 第6 本件弁解録取について

本件弁解録取に関する一連の一審原告らの主張に理由がないことは、これまでも一審被告都控訴理由書第6(56ページないし70ページ)や上記第3で主張してきたとおりであるが、一審原告らは、[REDACTED]警部補が、本件弁録報告書(丙A125)において、修正前の弁解録取書を「不要文書用の茶箱に入れていることを失念し」、「過失により裁断してしまった」と報告しているのに対

し、陳述書（乙10）においては「送致不要であるとの誤った認識で弁解録取書①をシュレッダーで裁断」したと、過失ではなく故意に裁断したと説明を変遷させている旨主張する（一審原告ら控訴答弁書（対都）第3の3・90ページないし96ページ）ので、この点について反論する。

すなわち、■警部補は、本件弁録報告書において、「当該弁解録取書を不要文書用の茶箱に入れていることを失念し、本職の過失により裁断機で裁断してしまったものである。」（丙A125・3ページ）と説明し、陳述書において、「私は、弁解録取書①を二つ折りにし、取調べ室机上に置いていた不要文書用の茶箱に入れました。その後、私は、弁解録取書①について、弁解録取書②を作成したため、送致不要であるとの誤った認識で弁解録取書①をシュレッダーで裁断してしまいました。」（乙10・7ページ）と陳述しているが、■

■警部補の陳述書における陳述は、弁解録取書①を不要文書用の茶箱に入れていること自体を失念した理由として、弁解録取書①が送致不要であるとの誤った認識を有していたためであったことを説明するものであるから、これらの記載に矛盾や変遷があるとはいえない。そして、この点についての■警部補の証言は、「私としましては当時、新たに作成し直した弁解録取書のみが送致に必要という判断で、最初に取った弁解録取書については、もう頭の中にありませんでした。」（■18ページ及び19ページ）、「もう私の頭の中には、1本目に作成した弁解録取書、そういったものはもう頭の中から完全に抜け落ちました。」、「私の説明不足だったのかもしれません。2本目の弁解録取書のみが必要なものでっていうことで、最初に取ったものはもう、頭の中からずっと完全に抜け落ちてました。」（■35ページ）というものであり、

■警部補は、弁解録取書①を不要文書用の茶箱に入れたこと自体失念していたことを一貫して説明しており、これらが「不要文書用の茶箱に入れていることを失念し」、「過失により裁断してしまった」という内容の本件弁録報告書や「送致不要であるとの誤った認識で弁解録取書①をシュレッダーで裁断」と

いう内容の陳述書とも齟齬するものではない。

したがって、本件弁録報告書による説明と陳述書による説明が、過失から故意に変遷しているとする一審原告らの主張についても、些細な点を殊更に取り上げて十分な根拠もなく不当なものと印象付けようとするものであり、失当というほかない。

## 第7 損害論について

これまでに一審被告都が主張したとおり、外事一課による本件逮捕、[ ] 評部補の本件任意取調べ及び本件弁解録取に国賠法上の違法がないことは明らかであるから、一審被告都に対する一審原告らの本訴請求は棄却されるべきであるが、この点をおくとしても、一審原告らの請求は過大である。

この点については、一審被告國の令和6年2月29日付け控訴理由書第5の2.(86ページないし88ページ)、一審被告國の令和6年5月29日付け答弁書第4の2(29ページないし32ページ)及び同4(33ページ及び34ページ)における一審被告國の主張を援用する。

## 第8 結語

以上のとおり、一審原告らの一審被告都の控訴に対する答弁に理由がないことは明らかであるから、一審被告都控訴理由書で述べたとおり、原判決中、一審被告都敗訴部分は取り消され、一審原告らによる本訴請求はいずれも棄却されるべきである。

以上